

証券コード 2579

平成28年3月1日

株 主 各 位

福岡市東区箱崎七丁目9番66号

*Coca-Cola West*

コカ・コーラウエスト株式会社

代表取締役社長 吉 松 民 雄

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年3月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
グラント・ハイアット・福岡  
3階 ザ・グラント・ボールルーム
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第58期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第58期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

#### 4. 議決権のご行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権をご行使される場合には、3頁の【インターネットにより議決権をご行使される場合のお手続きについて】をご高覧のうえ、平成28年3月22日（火曜日）午後5時30分までにご行使ください。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

① 書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② インターネット等によって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

#### 5. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ホームページ（<http://www.ccwest.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

(1) 事業報告の「企業集団の現況」のうち「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「従業員の状況」および「主要な借入先の状況」

(2) 事業報告の「会社の現況」のうち「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」および「株式会社の支配に関する基本方針」

(3) 連結計算書類の「連結注記表」

(4) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

(注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.ccwest.co.jp>）において掲載することによりお知らせいたします。

## 【インターネットにより議決権をご行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより、議決権をご行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)



2. インターネットにより、議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

以上

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権をご行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権をご行使される場合は、使用する機種が128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞

☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時、土日祝日を除く）

## 【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただけます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調が続いておりますが、個人消費につきましては、消費者マインドの持ち直しに足踏みが見られるなど、弱さが残りました。

清涼飲料業界におきましては、平成26年4月の消費税増税後の消費低迷の反動により、市場は伸張したものの、清涼飲料各社間の激しい販売競争は継続しており、店頭価格が低下するなど、清涼飲料各社を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、清涼飲料事業では、平成27年の経営方針を『「会社をゼロから見直す」べく、すべての業務を基本に戻って抜本的に見直し、会社の実力に見合った費用・投資・要員体制とする』、『お客さま起点でエリア別、チャネル別にお得意さまに応じた市場実行を徹底し、売上高、営業利益、販売数量および市場シェアのすべてにおいて、数値目標の達成を目指す』とし、経営目標の達成を目指すとともに、将来に亘って成長を続け、収益力を高める基盤づくりを進めてまいりました。

また、西日本地域におけるコカ・コーラビジネスのさらなる強化を図るべく、平成27年5月18日付で、四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下、四国社という。）の株式を全株取得し、同社を完全子会社化いたしました。統合効果を創出すべく、主にSCM（サプライチェーンマネジメント）の領域におきまして、同社と協働で生産性向上の取り組みを行い、コスト削減を実現いたしました。

健康食品業界におきましては、平成27年4月に機能性表示食品制度が施行され、健康食品各社が機能性表示食品の導入を開始するなど、市場活性化の動きが見られました。消費税増税後、縮小を続けていた健康食品市場は、持ち直しの兆しを見せております。また、化粧品業界におきましても、消費環境は改善傾向にあり、市場は伸張いたしました。一方で、両業界とも他業種からの参入などを背景に、販売競争は激化しており、各社を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような経営環境の中、ヘルスケア・スキンケア事業では、平成27年の重点戦略を、『通販プラットフォームの強化（商品カテゴリー別に市場環境を踏まえたマーケティング戦略）』、『新機能性表示制度に

対応した商品戦略』とし、強みを最大限に活かした活動を行うことで、継続的な成長を図ってまいりました。

また、当社グループでは、「誠実な企業活動」、「人間尊重」、「社会との共生」および「環境との調和」の4つの基本的な考え方のもと、CSR（企業の社会的責任）の推進活動に取り組んでおります。「社会との共生」につきましても、「地域とともに」の基本姿勢のもと、社会福祉支援、スポーツ活動支援、文化・教育活動支援および地域大型イベント支援の4つの活動を柱に地域社会貢献活動を行っており、青少年の健全育成の支援や、地域とのより密接なコミュニケーションを継続して進めてまいりました。「環境との調和」につきましても、事業成長と環境負荷低減を両立することで地球環境保全に努めるとともに、「人も環境も、さわやかに。」をスローガンとして、持続可能な社会の発展に向け、地域環境推進活動に取り組んでまいりました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は4,404億7千6百万円（前連結会計年度比3.8%増）となり、営業利益は142億6千2百万円（同比29.6%増）、経常利益は137億2千3百万円（同比29.4%増）、当期純利益は99億7千万円（同比122.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 清涼飲料事業

営業面につきましては、各販売チャネルにおきまして、売場に応じた品揃えや、最適な価格・売り方を徹底するなど、お客さまの購買行動やニーズに対応したきめ細かい営業活動を行うことで、利益を伴う売上高の増加に取り組みました。

商品戦略といたしましては、炭酸、無糖茶およびコーヒーカテゴリーにおける競争力強化を図ってまいりました。炭酸カテゴリーにおきましては、「コカ・コーラ」のコンツァーボトル生誕100周年に合わせ、大規模なプロモーションを展開するとともに、新商品・新パッケージを発売するなど、「コカ・コーラ」ブランドの活性化を図りました。無糖茶カテゴリーにおきましては、緑茶に次いで第2位の市場規模である烏龍茶市場に向け、国産茶葉を100%使用した「日本の烏龍茶 つむぎ」を新発売し、売上げ拡大を図りました。コーヒーカテゴリーにおきましては、ジョージアの発売40周年を記念して「ジョージア ザ・プレミアム」を発売し、新たなお客さまの獲得につなげました。

チャンネル戦略といたしましては、売上げ拡大と収益性向上を目指し、各販売チャンネルが抱える課題に注力して取り組みました。「チェーンストアチャンネル」では、業態やお得意さまの状況に応じ、適切な商品（カテゴリー、容量等）を最適な価格で販売するなど、きめ細かい営業活動を行うことで、利益を伴う売上高の増加に取り組みました。「ベンディングチャンネル」では、自動販売機1台当たりの売上げ増加を目指し、自動販売機の設置場所に応じた新商品の効果的な投入や、最適な品揃えの徹底に加え、自動販売機限定のプロモーションを実施するなど、自動販売機の魅力向上に努めました。また、自動販売機の収益性向上を図るべく、売上げを見極めた新規設置を徹底するとともに、既存の設置場所の見直しに取り組みました。「リテール・フードサービスチャンネル」では、飲食店や売店などお得意さまの業態や店舗の特性に応じて、当社商品の最適な販売方法をきめ細かく提案するとともに、パートナー酒販店と協働で新規開拓活動を推進するなど、売上げ拡大に努めました。

また、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社との戦略的パートナーシップに基づき、共同マーケティングを強化することにより、コカ・コーラビジネスの持続的成長につながるさまざまな取り組みを展開してまいりました。

SCMの領域におきましては、先進技術を導入し、商品の容器に使用する資材をスチールからアルミに変更することにより、商品の付加価値向上を図るとともに、資材の使用量削減に努めました。また、四国社を含めた最適な供給ネットワークの構築により、生産性を向上させ、製造コストと物流コストの削減に努めるとともに、商品在庫および廃棄商品の削減に取り組みました。

さらに、「会社をゼロから見直す」べく、平成27年に新設した「業績回復委員会」が中心となり、すべての業務を抜本的に見直し、業務品質と生産性の向上に努めました。また、同じく新たに設置した「業務改善委員会」では、中期的な調達コストの削減に向け、コカ・コーラシステムにおいて間接材の共同調達を進めました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度における清涼飲料事業の売上高は4,076億3千5百万円（前連結会計年度比4.4%増）となり、営業利益は112億9百万円（同比38.4%増）となりました。

## ヘルスケア・スキンケア事業

ヘルスケア・スキンケア事業は、子会社であるキューサイ株式会社と、その子会社4社で展開しております。

商品戦略といたしましては、ヘルスケアおよびスキンケアの両分野において、売上げ拡大を目指し、主要商品の販売強化に加え、新商品の投入を行いました。ヘルスケア分野におきましては、主要商品の「ケール青汁」をより飲みやすくした「キューサイ畑の青汁」を新発売し、新たなお客さまの獲得を図りました。また、機能性表示食品制度の施行に合わせて主要商品「ヒアルロン酸コラーゲン」をリニューアルし、機能性表示食品「ひざサポートコラーゲン」として新たに発売するとともに、商品特性の訴求を徹底し、売上げ拡大に取り組みました。スキンケア分野におきましては、「コラリッチ」ブランドから、「コラリッチ薬用美白BBクリーム」や「コラリッチ薬用美白ジェルクリーム」を新発売するなど、関連商品の品揃えを拡充することにより、「コラリッチ」シリーズの販売を強化しました。

チャネル戦略といたしましては、主要な販売チャネルである通販チャネルにおきまして、通販番組の内容充実を図るとともに、商品に応じた効率的かつ効果的な広告宣伝費の投下や、広告媒体の最適な組み合わせにより、新規のお客さまの獲得と既存のお客さまの継続購買促進を図ってまいりました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度におけるヘルスケア・スキンケア事業の売上高は328億4千万円（前連結会計年度比2.8%減）となりましたが、営業利益は30億5千2百万円（同比5.0%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は総額161億円であります。

その主なものは次のとおりであり、いずれも清涼飲料事業におけるものであります。

- a. 自動販売機、クーラー等販売機器取得
- b. 統合基幹業務システム構築

なお、セグメント別の設備投資額は、清涼飲料事業で157億円、ヘルスケア・スキンケア事業で4億円であります。

### (3) 資金調達の状況

当社において、第3回無担保普通社債（7年債、300億円）を平成27年6月に発行いたしました。

### (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当社は、平成27年5月18日付で四国コカ・コーラボトリング株式会社の株式を取得し、完全子会社化いたしました。

### (5) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第55期 (平成24年12月期)	第56期 (平成25年12月期)	第57期 (平成26年12月期)	第58期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高(百万円)	386,637	431,711	424,406	440,476
営業利益(百万円)	13,463	15,927	11,008	14,262
経常利益(百万円)	13,845	16,606	10,609	13,723
当期純利益(百万円)	6,031	13,625	4,482	9,970
1株当たり当期純利益(円)	60.33	128.15	41.07	91.35
総資産(百万円)	337,348	374,418	337,260	378,105
純資産(百万円)	231,056	257,936	254,150	260,878
1株当たり純資産(円)	2,307.44	2,359.82	2,325.19	2,386.81

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
2. 第56期以降の各数値は、平成25年4月1日付の南九州コカ・コーラボトリング株式会社との株式交換に伴う変動を含んでおります。

### (6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、清涼飲料業界におきましては、消費環境の持ち直しが期待されるものの、依然として先行きが不透明であることに加え、清涼飲料各社間の販売競争の激化や、為替変動の影響に伴う原材料・資材価格の上昇など、引き続き厳しい状況となることが予想されます。また、健康食品業界および化粧品業界におきましては、他業種からの参入などにより販売競争の激化が見込まれるなど、厳しい状況が続くと予想されます。



このような状況の中、当社グループは、持続的な成長を果たすための指針である「長期経営構想2020」の第2ステップとして、平成28年から平成30年までの中期経営計画を策定し、「将来への夢がふくらむ3年」と位置づけました。当中期経営計画におきましては、清涼飲料事業およびヘルスケア・スキンケア事業のそれぞれの成長を図るとともに、両事業のコラボレーションの可能性を模索することによって、新たな成長機会を創造してまいります。

中期経営計画の初年度である平成28年につきましては、清涼飲料事業における経営方針を、『RGM（レベニューグロースマネジメント）の進化：成長機会を特定し、適切な価格戦略および効果的な販促費の投下により、売上高と利益を増大させる。』、『ベンディングビジネスの変革：ベンディングビジネスにおける戦略立案から実行管理まで、全ての業務プロセスをゼロから見直し、厳しい市場環境においても勝ち続けるための変革モデルを構築する。』、『将来の成長に向けた投資：将来に向け、継続的に成長するための基盤強化と人材育成を図るべく、必要な投資は効果的に実行する。』とし、経営目標の達成を目指すとともに、将来に亘って成長を続け、収益力を高める基盤づくりを進めてまいります。

また、ヘルスケア・スキンケア事業における平成28年の経営方針を、『通販事業の立て直し：多様化するお客さまの行動に合わせた集客方法を展開するために積極的に投資し、より多くのお客さまを獲得するとともに、CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）を強化しお客さま一人当たりの購入回数および購入単価を向上させる。』、『新分野への挑戦：機能性表示食品を中心に新商品を積極的に上市するとともに、米国事業における通販モデルを確立することにより、早期に成長を実現させる。』とし、強みを最大限に活かした活動を行い、お客さまからの信頼を獲得し、継続的な成長を図ってまいります。

さらに、当社グループといたしましては、CSV（共通価値の創造）の考え方を取り入れ、従来のCSRの取り組みを進化させ、地域社会や環境保全への貢献や、エネルギー・資源の使用量削減に取り組むことにより、社会的課題の解決と当社グループの成長の両立を目指し、あらゆるステークホルダーから信頼される企業づくりに全力を尽くしてまいります。

## (7) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
四国コカ・コーラボトリング株式会社	100	100.0	飲料・食品の製造、販売
コカ・コーラウエストベンディング株式会社	80	100.0	自動販売機のおペレーション
西日本ビバレッジ株式会社	100	100.0	飲料の販売
コカ・コーラウエストセールスサポート株式会社	80	100.0	拠点内勤事業
コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社	100	100.0	飲料の製造
コカ・コーラウエスト販売機器サービス株式会社	22	100.0	自動販売機関連事業
キューサイ株式会社	349	100.0	健康食品および化粧品等関連商品の製造・販売

(注) 平成27年5月18日付で四国コカ・コーラボトリング株式会社の株式を全株取得し、平成27年6月30日をみなし取得日として、同社を連結対象としたことに伴い、当連結会計年度より重要な子会社に追加しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| a. 発行可能株式総数                 | 270,000千株 |
| b. 発行済株式の総数（自己株式1,986千株を除く） | 109,138千株 |
| c. 株主数                      | 52,050名   |
| d. 大株主（上位10名）               |           |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 リ コ ー	17,075	15.6
公 益 財 団 法 人 新 技 術 開 発 財 団	5,294	4.9
薩 摩 酒 造 株 式 会 社	4,699	4.3
株 式 会 社 M C A ホ ー ル デ ィ ン グ ス	4,407	4.0
コカ・コーラホールディングズ・ウエストジャパン・インク	4,074	3.7
三 菱 重 工 食 品 包 装 機 械 株 式 会 社	3,912	3.6
INDUS MARKOR PARTNERS, LTD	3,700	3.4
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,047	2.8
株 式 会 社 西 日 本 シ ティ 銀 行	2,203	2.0
東 洋 製 罐 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,756	1.6

(注) 当社所有の自己株式1,986千株につきましては、上記の表および持株比率の計算より除いております。

## (2) 会社役員の状況

### a. 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	末 吉 紀 雄	会長 特定非営利活動法人市村自然塾九州代表理事 ロイヤルホールディングス株式会社社外取締役
代表取締役	吉 松 民 雄	社長
代表取締役	柴 田 暢 雄	副社長 管理・SCM部門担当 株式会社九州リースサービス社外取締役 四国コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長
取 締 役	竹 森 英 治	グループ上席執行役員 コカ・コーラウエスト販売機器サービス株式会社代表取締役社長
取 締 役	深 見 利 雄	常務執行役員 CSR統括部長 兼 品質保証部長
取 締 役	岡 本 繁 樹	常務執行役員 営業統括本部長
取 締 役	藤 原 義 樹	常務執行役員 営業統括本部九州第一営業本部長
取 締 役	古 賀 靖 教	常務執行役員 管理統括部長 兼 渉外秘書室長 兼 企画部長
取 締 役	本 坊 俊 一 郎	常務執行役員 営業統括本部九州第二営業本部長
取 締 役	近 藤 史 朗	株式会社リコー代表取締役 会長執行役員
取 締 役	ヴィカス テイク	ザ コカ・コーラカンパニー COCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP C F O
常任監査役（常勤）	宮 木 博 吉	
監査役（常勤）	田 口 忠 憲	
監 査 役	三 浦 善 司	株式会社リコー代表取締役 社長執行役員・CEO
監 査 役	礪 山 誠 二	株式会社西日本シティ銀行代表取締役副頭取 株式会社ブレナス社外取締役（監査等委員） 福岡商工会議所会頭
監 査 役	大 神 朋 子	弁護士、國武綜合法律事務所

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成27年3月24日開催の第57回定時株主総会最終の時をもって、樋口和繁氏は監査役を辞任いたしました。
  - (2) 平成27年3月24日開催の第57回定時株主総会において、礪山誠二氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
  - (3) 平成27年3月24日開催の取締役会において、取締役 柴田暢雄氏は代表取締役に選定され就任いたしました。
  - (4) 平成27年12月31日をもって、末吉紀雄氏は代表取締役および取締役を辞任いたしました。
2. 取締役 近藤史朗およびヴィカス テイクの両氏は社外取締役であります。
  3. 監査役 三浦善司、礪山誠二および大神朋子の3氏は社外監査役であります。
  4. 取締役 近藤史朗および監査役 三浦善司の両氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。

5. 監査役 田口忠憲氏は、当社の財務および経営企画部門における業務実績を通じて、財務および経理に関する豊富な経験を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は平成28年1月1日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

会社における地位	氏 名	担 当 の 状 況
代表取締役	柴 田 暢 雄	副社長
取 締 役	深 見 利 雄	グループ上席執行役員 コカ・コーラウエストセールスサポート株式会社代表取締役社長
取 締 役	岡 本 繁 樹	常務執行役員 C S V統括部長
取 締 役	藤 原 義 樹	常務執行役員 営業統括本部長
取 締 役	古 賀 靖 教	常務執行役員 企画・財務統括部長
取 締 役	本 坊 俊 一 郎	常務執行役員 営業統括本部長九州営業本部長

b. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 種 類		報 酬 等 の 総 額	摘 要
		基 本 報 酬	そ の 他		
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	390百万円 (14百万円)	— (—)	390百万円 (14百万円)	(注) 1、3
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	46百万円 (10百万円)	— (—)	46百万円 (10百万円)	(注) 2、3
合 計 (うち社外役員)	17名 (6名)	436百万円 (25百万円)	— (—)	436百万円 (25百万円)	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年3月24日開催の第51回定時株主総会における決議により、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）と定められております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年3月24日開催の第51回定時株主総会における決議により、年額100百万円以内と定められております。
3. 上記には、平成27年3月24日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名および平成27年12月31日をもって辞任した取締役1名に支給した報酬等を含んでおります。

c. 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の業務執行取締役等および他の法人等の社外役員等との兼職状況等（平成27年12月31日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	近 藤 史 朗	株式会社リコー代表取締役 会長執行役員
社 外 取 締 役	ヴィカス ティク	ザ コカ・コーラカンパニー COCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP C F O
社 外 監 査 役	三 浦 善 司	株式会社リコー代表取締役 社長執行役員・C E O
社 外 監 査 役	礪 山 誠 二	株式会社西日本シティ銀行代表取締役副頭取 株式会社プレナス社外取締役（監査等委員） 福岡商工会議所会頭
社 外 監 査 役	大 神 朋 子	弁護士、國武綜合法律事務所

(注) 当社の社外役員が業務執行取締役等を兼職する当該他の法人等との関係は次のとおりであります。

- (1) 株式会社リコーは当社の「その他の関係会社」であります。なお、当社との間に重要な取引関係はありません。
- (2) 当社は、ザ コカ・コーラカンパニーとの間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。
- (3) 当社は、株式会社西日本シティ銀行との間に資金の預け入れ等の取引関係があります。
- (4) 当社は、株式会社プレナスとの間に飲料の販売等の取引関係があります。
- (5) 当社は、福岡商工会議所に対して、会費および出向社員の人件費等の支出を行っております。
- (6) 当社と國武綜合法律事務所との間に、記載すべき関係はありません。

(b) 当事業年度中における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
社 外 取 締 役	近 藤 史 朗	当事業年度中に開催した取締役会8回のうち7回に出席し、主に企業経営に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	ヴィカス ティク	当事業年度中に開催した取締役会8回のすべてに出席し、主に企業経営（財務戦略）に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	三 浦 善 司	当事業年度中に開催した取締役会8回のうち7回、監査役会7回のうち6回に出席し、主に企業経営（財務戦略）に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	礪 山 誠 二	当事業年度中、当社監査役に就任後に開催した取締役会6回、監査役会5回のすべてに出席し、主に金融機関での豊富な経営経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	大 神 朋 子	当事業年度中に開催した取締役会8回、監査役会7回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門の見地から、適宜発言を行っております。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外役員として優秀な人材を迎えることができるよう定款において、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が社外取締役 近藤史朗およびヴィカス ティクの両氏ならびに社外監査役 三浦善司、磯山誠二および大神朋子の3氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役または社外監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

---

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>157,888</b>	<b>流動負債</b>	<b>56,006</b>
現金及び預金	49,955	支払手形及び買掛金	19,532
受取手形及び売掛金	30,086	1年内返済予定の長期借入金	2,517
有価証券	30,001	未払法人税等	2,112
商品及び製品	27,735	未払金	21,426
仕掛品	600	販売促進引当金	355
原材料及び貯蔵品	2,305	その他	10,061
繰延税金資産	2,817	<b>固定負債</b>	<b>61,221</b>
その他	14,758	社債	50,000
貸倒引当金	△372	長期借入金	201
<b>固定資産</b>	<b>220,217</b>	繰延税金負債	3,381
<b>有形固定資産</b>	<b>150,178</b>	退職給付に係る負債	3,375
建物及び構築物	33,230	役員退職慰労引当金	163
機械装置及び運搬具	21,381	その他	4,099
販売機器	30,313	<b>負債合計</b>	<b>117,227</b>
土地	63,204	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	69	<b>株主資本</b>	<b>256,569</b>
その他	1,978	資本金	15,231
<b>無形固定資産</b>	<b>38,401</b>	資本剰余金	109,072
のれん	31,762	利益剰余金	136,851
その他	6,638	自己株式	△4,586
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,637</b>	その他の包括利益累計額	3,924
投資有価証券	22,382	その他有価証券評価差額金	5,217
繰延税金資産	1,512	繰延ヘッジ損益	△177
その他	8,317	為替換算調整勘定	17
貸倒引当金	△574	退職給付に係る調整累計額	△1,132
<b>資産合計</b>	<b>378,105</b>	<b>少数株主持分</b>	<b>384</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>260,878</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>378,105</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

# 連結損益計算書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		440,476
売上原価		216,524
売上総利益		223,951
販売費及び一般管理費		209,689
営業利益		14,262
営業外収益		
受取利息・受取配当金	423	
持分法による投資利益	88	
その他	697	1,209
営業外費用		
支払利息	416	
その他	1,331	1,748
経常利益		13,723
特別利益		
負ののれん発生益	8,099	
投資有価証券売却益	78	8,177
特別損失		
減損損失	5,191	
固定資産除却損	1,113	
厚生年金基金脱退損失	289	
投資有価証券評価損	78	6,672
税金等調整前当期純利益		15,228
法人税、住民税及び事業税	3,211	
法人税等調整額	2,028	5,239
少数株主損益調整前当期純利益		9,989
少数株主利益		18
当期純利益		9,970

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。



# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 利 余 本 金	利 剰 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計	
平成27年1月1日残高	15,231	109,072	131,355	△4,580	251,079	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△4,474	—	△4,474	
当期純利益	—	—	9,970	—	9,970	
自己株式の取得	—	—	—	△6	△6	
自己株式の処分	—	—	0	0	0	
株主資本等以外の項目の変動額(純額)	—	—	—	—	—	
連結会計年度中の計	—	—	5,495	△6	5,489	
平成27年12月31日残高	15,231	109,072	136,851	△4,586	256,569	

	そ の 他 の 包 括 利 益 額						少 数 株 主 純 資 産 計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	繰 延 損 益	ヘ ッ ジ 為 替 調 整 額	算 定 退 係 果	給 付 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 額	
平成27年1月1日残高	3,389	317	16	△1,026	2,696	374	254,150
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△4,474
当期純利益	—	—	—	—	—	—	9,970
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
株主資本等以外の項目の変動額(純額)	1,827	△494	1	△105	1,228	9	1,237
連結会計年度中の計	1,827	△494	1	△105	1,228	9	6,727
平成27年12月31日残高	5,217	△177	17	△1,132	3,924	384	260,878

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	138,768	流動負債	55,182
現金及び預金	42,148	買掛金	16,414
受取手形	24	未払金	21,304
売掛金	27,499	未払費用	900
商品及び製品	30,001	未払法人税等	323
仕掛品	22,656	預り金	14,827
材料及び貯蔵品	5	その他	1,412
前払費用	756	固定負債	55,996
繰延税金資産	4,358	社債	50,000
短期貸付金	1,369	繰延税金負債	3,677
関係会社短期入金	9	退職給付引当金	416
未収金の他	2,883	資産除去債務	869
貸倒引当金	6,779	その他	1,033
固定資産	378	負債合計	111,178
有形固定資産	219,010	(純資産の部)	
建物	126,817	株主資本	241,344
構築物	25,374	資本金	15,231
機械及び装置	2,131	資本剰余金	108,166
車両運搬具	17,556	資本準備金	108,166
工具、器具及び備品	1,095	利益剰余金	122,532
販売機器	995	利益準備金	3,316
土地	26,386	その他利益剰余金	119,215
一ス資産	53,277	特別償却準備金	3
建設仮勘定	0	圧縮記帳積立金	667
無形固定資産	1	地域社会貢献積立金	735
借地権	5,461	別途積立金	108,388
ソフトウェア	29	繰越利益剰余金	9,421
ソフトウェア仮勘定	5,260	自己株式	△4,586
その他の他	137	評価・換算差額等	5,255
投資その他の資産	33	その他有価証券評価差額金	5,255
投資有価証券	86,731	純資産合計	246,599
関係会社株式	16,462		
長期貸付金	62,035	負債純資産合計	357,778
関係会社長期貸付金	27		
破産更生債権等	2,430		
前払費用	165		
前払年金費用	3,304		
その他の他	1,198		
貸倒引当金	1,505		
	△398		
資産合計	357,778		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		370,510
売 上 原 価		203,356
売 上 総 利 益		167,154
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		159,284
営 業 利 益		7,869
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	3,584	
そ の 他	476	4,061
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	392	
そ の 他	846	1,239
経 常 利 益		10,692
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	419	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78	498
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,099	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	301	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	78	
減 損 損 失	40	1,520
税 引 前 当 期 純 利 益		9,669
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	589	
法 人 税 等 調 整 額	2,098	2,688
当 期 純 利 益		6,981

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株 資 合 計	評 価 ・ 換 算 等 の 差 額 の 証 憑 の 価 値 差 額	純 資 産 計
	資 本 金		利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計	株 資 合 計				
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金						
平成27年1月1日残高	15,231	108,166	3,316	116,708	120,025	△4,580	238,843	3,386	242,229	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	-	△4,474	△4,474	-	△4,474	-	△4,474	
当期純利益	-	-	-	6,981	6,981	-	6,981	-	6,981	
準備金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△6	△6	-	△6	
自己株式の処分	-	-	-	0	0	0	0	-	0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	1,869	1,869	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,506	2,506	△6	2,500	1,869	4,370	
平成27年12月31日残高	15,231	108,166	3,316	119,215	122,532	△4,586	241,344	5,255	246,599	

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	そ の 他 利 益 剰 余 金							
	特別償却準備金	圧縮記帳積立金	地域社会貢献積立金	地域環境対策積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
平成27年1月1日残高	4	606	208	581	112,688	2,619	116,708	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△4,474	△4,474	
当期純利益	-	-	-	-	-	6,981	6,981	
準備金の取崩	△1	-	-	-	-	1	-	
積立金の積立	-	75	890	-	-	△966	-	
積立金の取崩	-	△14	△363	△581	△4,300	5,260	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	0	0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	△1	60	526	△581	△4,300	6,802	2,506	
平成27年12月31日残高	3	667	735	-	108,388	9,421	119,215	

2. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

コカ・コーラウエスト株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡野 隆 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐田 明 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石井 伸 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コカ・コーラウエスト株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コカ・コーラウエスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

コカ・コーラウエスト株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡野 隆 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐田 明 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石井 伸 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コカ・コーラウエスト株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年11月25日開催の取締役会決議に基づき、平成28年1月1日付で会社の100%子会社であるコカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

コカ・コーラウエスト株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	宮 木 博 吉 ㊟
監 査 役(常勤)	田 口 忠 憲 ㊟
監 査 役	三 浦 善 司 ㊟
監 査 役	礪 山 誠 二 ㊟
監 査 役	大 神 朋 子 ㊟

(注) 監査役 三浦善司、監査役 礪山誠二、監査役 大神朋子は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金21円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,291,914,863円となります。

これにより、中間配当を含めると、年間の配当金は1株につき41円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月24日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正会社法といいます。）により、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会をおく「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。当社といたしましては、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高め、さらなる企業価値の向上を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、「監査等委員会設置会社」への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、社外取締役に限らず、取締役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記変更に伴い必要となる条数等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (省 略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (省 略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 第6条～第12条 (省 略)</p>	<p>第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 (省 略)</p>	<p>第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>
<p>第20条 当会社に、取締役15名以内を おく。</p>	<p>第20条 当会社に、取締役(監査等 委員である取締役を除く。)15名 以内をおく。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(選任)</p>	<p>2. 当会社に、監査等委員である 取締役7名以内をおく。</p> <p>(選任)</p>
<p>第21条 取締役は、株主総会において 選任する。</p>	<p>第21条 取締役は、監査等委員である 取締役とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会において選任する。</p>
<p>2. (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p> <p>(任期)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p>
<p>第22条 取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。</p>	<p>第22条 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>3. 補欠として選任された監査等委員 である取締役の任期は、退任した 監査等委員である取締役の任期の 満了の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (省 略) (新 設)</p> <p>第26条 (省 略) (取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第28条 (省 略)</p>	<p>(代表取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u><u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(員数)</u> 第29条 当会社に、監査役7名以内を おく。 <u>(選任)</u> 第30条 監査役は、株主総会において 選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって 行う。</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> <u>(常勤監査等委員および常任監査等 委員)</u> 第30条 監査等委員会は、その決議に よって常勤の監査等委員を選定する ことができる。また、監査等委員会 は、その決議によって別に常任監査 等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、 会日の3日前までに各監査等委員に 対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮する ことができる。 <u>(監査等委員会規則)</u> 第32条 監査等委員会に関する事項 は、法令または本定款に別段の定め がある場合を除き、監査等委員会に おいて定める監査等委員会規則に よる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期)	(削 除)
第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤監査役および常任監査役)	(削 除)
第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、監査役会は、その決議によって別に常任監査役を選定することができる。</u>	
(監査役会の招集)	(削 除)
第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
(監査役会規則)	(削 除)
第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	
(監査役の責任免除)	(削 除)
第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="132 161 479 221">第6章 計 算 第36条～第38条 (省 略)</p> <p data-bbox="300 259 479 319">附 則 (省 略)</p> <p data-bbox="328 357 479 385">(新 設)</p>	<p data-bbox="568 161 916 221">第6章 計 算 第33条～第35条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="736 259 916 319">附 則 (現行どおり)</p> <p data-bbox="708 357 932 385">附 _____ 則 2</p> <p data-bbox="568 427 985 482"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="568 489 985 777"><u>平成28年3月開催の第58回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行し、取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	よし まつ たみ お 吉 松 民 雄 (昭和22年2月10日生)	昭和44年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 平成12年3月 同社取締役 平成16年3月 同社常務取締役 平成18年3月 同社専務取締役 同社専務執行役員 平成18年7月 当社取締役 当社専務執行役員 平成19年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)代表取締役 同社社長 平成21年1月 当社副社長 平成21年3月 当社代表取締役（現任） 平成22年1月 当社社長（現任）	9,860株
<p><b>【選任理由】</b></p> <p>同氏は、営業、物流、経営企画部門における業務実績と、当社と経営統合する前のコカ・コーラボトラーの社長や当社取締役としての豊富な経営経験を有し、現在も当社およびグループの統括責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	しば た のぶ お 柴 田 暢 雄 (昭和21年11月12日生)	昭和44年4月 当社入社 平成7年3月 当社取締役 平成11年3月 当社常務執行役員 平成16年4月 当社専務執行役員 平成17年1月 コカ・コーラウエストジャパン プロダクツ(株)〔現、コカ・コーラ ウエストプロダクツ(株) 代表取締役 同社社長 平成21年1月 当社副社長(現任) 平成21年3月 当社取締役 平成24年6月 (株)九州リースサービス社外取締役(現任) 平成27年3月 当社代表取締役(現任) 平成27年5月 四国コカ・コーラボトリング(株)代表取締役 同社社長 平成28年1月 キューサイ(株)代表取締役(現任) 同社会長(現任) 平成28年3月 特定非営利活動法人市村自然塾九州 代表理事(平成28年3月16日就任予定)	12,835株
<b>【選任理由】</b> 同氏は、管理部門における業務実績と、SCM事業グループ会社社長や当社取締役としての豊富な経営経験を有し、現在も当社およびグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	たけ もり ひで はる 竹 森 英 治 (昭和29年8月16日生)	昭和53年4月 南九州コカ・コーラボトリング(株)入社 平成15年3月 同社取締役 平成19年3月 同社常務取締役 平成20年1月 同社取締役 同社常務執行役員 平成24年1月 同社社長 平成24年3月 同社代表取締役 当社取締役(現任) 平成26年1月 当社専務執行役員 平成27年1月 当社グループ上席執行役員(現任) コカ・コーラウエスト販売機器サービス(株) 代表取締役(現任) 同社社長(現任)	4,536株
<p><b>【選任理由】</b> 同氏は、営業、管理、経営企画部門における業務実績と、当社と経営統合する前のコカ・コーラボトラーの社長や当社取締役としての豊富な経営経験を有し、現在もグループの経営陣および営業事業グループ会社の代表取締役としてリーダーシップを発揮していることから、同氏的能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>			
4	ふか み とし お 深 見 利 雄 (昭和31年3月16日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年1月 当社執行役員 平成19年1月 当社グループ執行役員 西日本ビバレッジ(株)代表取締役 同社社長 平成21年3月 四国コカ・コーラボトリング(株)取締役 平成22年7月 同社常務取締役 平成24年3月 当社常務執行役員 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社グループ上席執行役員(現任) コカ・コーラウエストセールスサポート(株) 代表取締役(現任) 同社社長(現任)	4,850株
<p><b>【選任理由】</b> 同氏は、営業部門における豊富な業務実績と、営業事業グループ会社社長、当社が完全子会社化する前のコカ・コーラボトラーの取締役や当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏的能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	おかもと しげき 岡本 繁 樹 (昭和31年11月13日生)	昭和54年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 平成20年4月 当社執行役員 平成22年1月 当社グループ上席執行役員 コカ・コーラウエスト販売機器サービス(株) 代表取締役 同社社長 平成24年1月 当社常務執行役員(現任) 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社C S V統括部長(現任)	3,832株
	<p><b>【選任理由】</b> 同氏は、管理、C S R、経営企画、営業部門等の幅広い業務実績と、営業事業グループ会社社長や当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		
6	ふじ わら よしき 藤原 義 樹 (昭和37年10月5日生)	昭和60年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 平成22年1月 当社執行役員 平成24年1月 当社常務執行役員(現任) 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社営業統括本部長(現任)	3,119株
	<p><b>【選任理由】</b> 同氏は、営業部門における豊富な業務実績と、当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		
7	こが やす のり 古賀 靖 教 (昭和37年4月26日生)	昭和60年4月 当社入社 平成22年1月 当社執行役員 平成24年1月 当社常務執行役員(現任) 平成26年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社企画・財務統括部長(現任)	2,592株
	<p><b>【選任理由】</b> 同氏は、総務、人事、財務、経営企画など管理部門全般にわたる業務実績と、当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
8	本 坊 俊 一 郎 (昭和39年6月9日生)	平成4年4月 南九州コカ・コーラボトリング(株)入社 平成19年3月 同社取締役 平成20年1月 同社執行役員 平成23年3月 同社取締役 平成24年1月 同社常務執行役員 平成26年1月 当社常務執行役員 (現任) 平成26年3月 当社取締役 (現任) 平成28年1月 当社営業統括本部九州営業本部長 (現任)	2,345株
	<p><b>【選任理由】</b></p> <p>同氏は、営業部門における豊富な業務実績と、当社と経営統合する前のコカ・コーラボトラーの取締役や当社取締役としての経営経験としての経営経験等を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		
9	※ 三 浦 善 司 (昭和25年1月5日生)	昭和51年4月 (株)リコー入社 平成5年1月 RICOH FRANCE S.A. 取締役社長 平成12年10月 (株)リコー執行役員 平成15年6月 同社上席執行役員 平成16年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社取締役 同社専務執行役員 平成20年3月 当社監査役 (現任) 平成23年4月 (株)リコー代表取締役 (現任) 同社副社長執行役員 平成25年4月 同社社長執行役員 (現任) 同社CEO (現任)	—
	<p><b>【選任理由】</b></p> <p>同氏は、株式会社リコーの代表取締役社長執行役員・CEOであり、同社での会社経営者としての豊富な経験を当社グループの経営に活かしていただくため、取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
10	ヴィカス ティク (昭和40年7月26日生)	昭和63年5月 DIAGEO PLC (The Pillsbury Company, USA) 入社 平成8年12月 同社 (The Pillsbury Company, Australia) CFO 平成10年1月 同社 (The Pillsbury Company, Asia-Pacific) CFO 平成12年8月 SOURCE MDXシニアバイスプレジデント兼COO 平成17年1月 THE HERSHEY COMPANYアジア パシフィック担当最高経営責任者 (マネージングディレクター) 平成17年7月 THE COCA-COLA COMPANY [ザ コカ・コーラカンパニー] M&Aグループマネジャー 平成18年6月 同社COCA-COLA AFRICA GROUP CFO 平成21年5月 日本コカ・コーラ(株)副社長兼CFO 平成21年6月 同社代表取締役副社長兼CFO 平成22年3月 コカ・コーラビジネスサービス(株) [現、コカ・コーラアイ・ビー・エス(株)] 社外取締役 平成23年3月 当社取締役 (現任) 平成27年2月 THE COCA-COLA COMPANY [ザ コカ・コーラカンパニー] COCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP CFO (現任)	—
<p><b>【選任理由】</b></p> <p>同氏は、ザ コカ・コーラカンパニーのCOCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP (コカ・コーラアジアパシフィックグループ) CFOであり、コカ・コーラ事業におけるグローバルな知見を当社の経営に活かしていただくと同時に、当社とザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社との戦略的パートナーシップを強化するため、取締役 (社外取締役) として選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- (1) 柴田暢雄氏は、平成28年3月16日に特定非営利活動法人市村自然塾九州の代表に就任する予定であります。当社は同法人に対して、地域社会貢献活動費として運営費等の支出を行っております。
  - (2) 三浦善司氏は、株式会社リコーの代表取締役社長執行役員・CEOであり、同社は、当社の「その他の関係会社」であります。当社との間における特別の利害関係はありません。
  - (3) ヴィカス ティク氏は、ザ コカ・コーラカンパニーのCOCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP（コカ・コーラアジアパシフィックグループ）CFOであり、同社は当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。
  - (4) その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 三浦善司およびヴィカス ティクの両氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 両氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。
  - (2) ザ コカ・コーラカンパニーは当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。したがって、同社は当社の特定関係事業者にあたります。ヴィカス ティク氏の現在および過去5年間の当社における業務執行者としての地位および担当は、上記の「略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
  - (3) 三浦善司氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって8年になります。また、ヴィカス ティク氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって5年になります。
  - (4) 三浦善司氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。
  - (5) 当社は、ヴィカス ティク氏との間に責任限定契約を締結しており、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されるとともに、同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、現在、当社は三浦善司氏との間に社外監査役として責任限定契約を締結しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されるとともに、同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間に新たに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）としての責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約の内容の概要は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。

**第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	※ みや 木 ひろ よし 宮 博 吉 (昭和25年3月4日生)	昭和47年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 平成17年3月 同社取締役 平成18年3月 同社常務執行役員 平成18年7月 当社常務執行役員 平成20年1月 三笠コカ・コーラボトリング(株)代表取締役 同社社長 平成21年1月 当社専務執行役員 平成21年3月 当社取締役 平成24年3月 当社監査役(常勤) 平成25年3月 当社常任監査役(常勤) (現任)	6,288株
	<p><b>【選任理由】</b> 同氏は、当社の営業、管理、経営企画部門における業務実績と、当社と経営統合する前のコカ・コーラボトラーの社長や当社取締役としての経営経験を有し、かつ、これまでの当社監査役としての監査経験を通じて、グループの事業に関する広範で深い知識、知見を有していることから、これらの経験・能力等を当社グループの経営および監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。</p>		
2	※ た ぐち ただ のり 田 口 忠 憲 (昭和26年12月1日生)	昭和45年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 平成23年1月 当社常務執行役員 平成24年1月 当社グループ上席執行役員 南九州コカ・コーラボトリング(株) 常務執行役員 平成25年1月 同社専務執行役員 平成25年3月 当社監査役(常勤) (現任)	3,964株
	<p><b>【選任理由】</b> 同氏は、当社の財務および経営企画部門における業務実績を通じて、財務および経理に関する豊富な経験を有し、かつ、これまでの当社監査役としての監査経験を通じて、グループの事業に関する広範で深い知識、知見を有していることから、これらの経験・能力等を当社グループの経営および監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	※ 一木剛太郎 (昭和24年12月4日生)	昭和50年4月 弁護士登録 相模合同法律事務所入所 昭和58年6月 濱田松本法律事務所〔現、森・濱田松本法律事務所〕入所 平成12年4月 日本弁護士連合会事務次長 平成26年4月 日本司法支援センター（法テラス）東京地方事務所所長（現任） 平成27年1月 宏和法律事務所入所（現任） 平成27年3月 新日本電工(株)社外取締役（現任）	—
<p><b>【選任理由】</b></p> <p>同氏は、国際取引分野等を専門とした弁護士としての長年の豊富な経験を有していること、また、企業法務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有していることから、当社の経営執行の厳格な監査を行っていただくとともに、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。</p> <p>また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に加え、他社において社外取締役としての経験を有していることから、監査等委員である取締役（社外取締役）としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>			
4	※ 磯山誠二 (昭和26年6月22日生)	昭和50年4月 関西日本相互銀行〔現、関西日本シティ銀行〕入行 平成15年6月 同行理事 平成16年6月 同行取締役 平成19年5月 ㈱プレナス社外監査役 平成19年6月 ㈱西日本シティ銀行常務取締役 平成21年6月 同行専務取締役 平成22年6月 同行代表取締役（現任） 平成23年6月 同行専務執行役員 平成25年6月 同行副頭取（現任） 平成27年3月 当社監査役（現任） 平成27年5月 ㈱プレナス社外取締役（監査等委員）（現任） 平成27年9月 福岡商工会議所会頭（現任）	171株
<p><b>【選任理由】</b></p> <p>同氏は、金融機関である株式会社西日本シティ銀行の代表取締役副頭取であり、同行での会社経営者としての豊富な経験を有していること、また、当社監査役としての監査経験を有し、これまででも会社経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいていることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	※ おお がみ とも こ 大 神 朋 子 (昭和40年9月8日生)	平成7年4月 弁護士登録 國武法律事務所〔現、國武綜合法律事務所〕 入所（現任） 平成25年3月 当社監査役（現任）	—
	<p><b>【選任理由】</b></p> <p>同氏は、企業法務分野等を専門とした弁護士としての長年の豊富な経験に基づく企業統治に関する十分な見識を有していることから、当社の経営執行の厳格な監査を行っていただくとともに、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。</p> <p>また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に加え、当社監査役としての監査経験を有し、これまでも専門の見地から、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいていることから、監査等委員である取締役（社外取締役）としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>		

(注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- (1) 礪山誠二氏は、株式会社西日本シティ銀行の代表取締役副頭取を兼務しており、当社は同行との間に資金の預け入れ等の取引関係があります。  
また、同氏は、福岡商工会議所の会頭を兼務しており、当社は同会議所に対して、会費および出向社員の人件費等の支出を行っております。
  - (2) その他の監査等委員である取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 一木剛太郎、礪山誠二および大神朋子の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 3氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。
  - (2) 礪山誠二氏が株式会社西日本シティ銀行取締役在任中、同行において、行員による顧客の現金着服などの不祥事件が発覚いたしました。当該事案に関し同氏を含む同行経営陣は、関係当局への通報・届出および当該行員の懲戒解雇処分を行った他、リスク管理体制の強化および再発防止策の策定を行っております。
  - (3) 礪山誠二および大神朋子の両氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、礪山誠二氏については本株主総会終結の時をもって1年、大神朋子氏については本株主総会の終結の時をもって3年になります。
  - (4) 一木剛太郎および大神朋子の両氏の選任が承認可決された場合、当社は、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行う予定であります。

- (5) 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されるとともに、一木剛太郎氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間に責任限定契約を締結する予定です。また、現在、当社は磯山誠二および大神朋子の両氏との間に社外監査役として責任限定契約を締結しており、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されるとともに、両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間に新たに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）としての責任限定契約を締結する予定です。

その契約の内容の概要は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬は、平成21年3月24日開催の第51回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額500百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分年額500百万円以内）と定めることならびに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額および支給の時期等については、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と定めることならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額および支給の時期等については、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

以 上

